

( 公 印 省 略 )

分医発第 231 号  
令和7年9月25日

各郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

HPV ワクチンキャッチアップ接種に関する周知依頼について

平素より本会の会務運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、HPV ワクチンのキャッチアップ接種につきましては、令和6年度（2024年度）末までに1回以上接種を開始した対象者については、令和8年（2026年）3月31日までに残りの2回目・3回目を公費により接種できることとなっています。

つきましては、本制度の終了期限である 令和8年3月31日が近づいていることから、貴会会員に本件を周知いただき、円滑な接種実施にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚労省 HP に HPV ワクチンに関する広報チラシが公表されていますので、ご活用ください。

(厚労省 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html?utm_source=chatgpt.com)

平成9年度～20年度生まれの女性で  
2024年度末までに  
HPVワクチンを1回以上受けた方へ

公費による  
HPVワクチン接種は

2026年  
3月末まで

# 2回目・3回目の ワクチン接種を 忘れていませんか？



- HPVワクチン接種は **合計3回** です。
- 2回目と3回目の接種には3か月以上の間隔をあける必要があります。
- 公費による接種を希望する場合は、遅くとも今年の **12月末までに** 2回目のワクチンを接種する必要があります。
- 公費による接種が終了となる来年の3月末は、**予約が取りづらくなる可能性**もありますので、**余裕をもったスケジュールでの接種**をご検討ください。

## 平成9年度～20年度生まれの女性のHPVワクチン接種について

- ・子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの公費による接種を提供しています。
- ・2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいました。そのため、2024年度末までに接種を開始した方は、全3回の接種を公費で完了できるようになりました。
- ・平成9年度～19年度生まれの女性は「キャッチアップ接種」、平成20年度生まれ(高校2年相当)の女性は「定期接種」として提供されていますが、どちらも期限は2026年3月末までです。



よくあるご質問

Q.接種券が手元にありません。接種できますか？

A.住民票のある市町村で再発行が可能です。  
ご不明な点やご相談がある場合も、市町村にご連絡ください。

HPVワクチン接種についてもっと  
詳しく知りたい方はこちら



HPVワクチンの「キャッチアップ接種」に  
ついてもっと詳しく知りたい方はこちら



HPVワクチンに関する  
よくあるQ&Aはこちら



平成9年度～20年度生まれの女性で

2024年度末までにHPVワクチンを1回以上受けた方へ

公費による  
HPVワクチン接種は

2026年  
3月末まで

# 2回目・3回目のワクチン接種を 忘れていませんか？

- HPVワクチン接種は **合計3回** です。 ○2回目と3回目の接種には3か月以上の間隔をあける必要があります。
- 公費による接種を希望する場合は、遅くとも今年の **12月末までに** 2回目のワクチンを接種する必要があります。
- 公費による接種が終了となる来年の3月末は、**予約が取りづらくなる可能性**もありますので、**余裕をもったスケジュールでの接種**をご検討ください。



## 平成9年度～20年度生まれの女性のHPVワクチン接種について



- ・子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの公費による接種を提供しています。
- ・2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいました。そのため、2024年度末までに接種を開始した方は、全3回の接種を公費で完了できるようになりました。
- ・平成9年度～19年度生まれの女性は「キャッチアップ接種」、平成20年度生まれ(高校2年相当)の女性は「定期接種」として提供されていますが、どちらも期限は2026年3月末までです。

よくあるご質問

Q.接種券が手元にありません。接種できますか？

A.住民票のある市町村で再発行が可能です。ご不明な点やご相談がある場合も、市町村にご連絡ください。

